

港区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

5 港み健第3478号

令和6年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業として、「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」(平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に規定する児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1種目の欄に掲げる用具とする。

2 給付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、区内に住所を有する別表第1対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童で、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による施策(東京都小児慢性特定疾病医療費助成事業を除く。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とならない者のうち、区長が必要と認めたものとする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(第1号様式)に、小児慢性特定疾病医療費受給者証の写しその他区長が認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書(第2号様式)を作成するものとする。

(給付の決定)

第4条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、用具の給付を行うことを決定したときは決定通知書(第3号様式)及び日常生活用具給付券(第4号様式。以下「給付券」という。)により、給付しないことと決定したときは不決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第5条 用具の給付は、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

2 区長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう、経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案し、決定するものとする。

3 用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。

4 用具の使用において付属品が必要な場合は、当該付属品がないと当該用具が機能しない場合においてのみ、当該用具とともに給付することができる。

(費用の負担及び支払い)

第6条 用具の給付の決定を受けた申請者(以下「決定者」という。)は、対象者が用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により決定者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。ただし、給付を受けた用具の費用が利用者負担基準月額に満たない場合は、当該用具の費用を負担するものとする。
- 3 複数の用具の給付を受けている場合においても、用具の数にかかわらず、別表第2に定める額とする。
- 4 決定者は、用具を納付する業者からの請求により、給付券を添えて、第2項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。
- 5 区長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項により決定者が業者に支払った額を減じた額を業者に支払うものとする。
- 6 前項の規定により業者が請求を行う場合は、第4項の規定により決定者から受領した給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定に違反した場合は、区長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第8条 区長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、みなと保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月1日から適用する。